第 73 回倫理委員会議事要旨（2021 年 11 月５日）

Ⅰ　日時：

2021 年 11 月５日（金）15:00～17:00

Ⅱ　場所：

オンライン会議

Ⅲ　出席者：

○　倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、小貫裕文、箱田順哉、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆

福川裕徳オブザーバー

○　日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

Ⅳ　議事要旨：

◆　審議事項

１．倫理規則の全面改正に関する公開草案について（セクション 360「違法行為への対応」等の見直し）

担当副委員長から、倫理規則の全面改正に関する公開草案に関して、セクション 360「違法行為への対応」等の見直しについて説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、公開草案を 11 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

○　不正な財務報告に関する監査人予定者による規制当局への任意の報告について、公正で秩序ある資本市場に対する重大な影響を防止することを考慮し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）監査に従事する会員を対象にすることが検討されているが、非上場の金商法適用会社まで含めることは適切ではないのではないか。

（ご意見への対応）

現実的には上場会社を想定することになると考えられるが、倫理規則上では範囲を限定していないため、説明資料の表現を再検討する旨を回答した。

○　違法行為等の対処を定める法令の十分な理解及び遵守として、法令により適切な規制当局への報告義務等がある場合はこれを遵守することが求められているが、「適切な規制当局」とは、どのような意味か。金融庁以外の省庁にも報告する義務があるとすると、広範囲となりすぎるのではないか。

（ご意見への対応）

「適切な規制当局」とは、報告先として適切な規制当局（所管の規制当局）という意味合いである旨、また、不正な財務報告に関する規制当局への報告は、基本的に金融庁へ行うことになると考えられ、法令により報告義務がある場合は、当該法令の内容を理解して遵守することが求められる旨を回答した。

○　監査人予定者が前任監査人と協議できる場合又はできない場合のいずれであっても、監査人予定者自らが経営者や監査役等に是正を促したり、規制当局への報告の要否を検討することが考えられるのであれば、それが分かるように記載した方がよいと考える。

（ご意見への対応）

いただいたご意見を踏まえ、表現を検討する旨を回答した。

○　監査人予定者による任意の報告における正当な理由の判断において、必要に応じて法律専門家等に助言を求めることとされているが、中小規模の会計事務所等では適切な法律専門家等と接触することが難しい場合も考えられるため、協会として具体的な対応を行っていただきたい。

（ご意見への対応）

協会の法務相談窓口の利用が想定される旨を回答した。

○　改正の趣旨に賛同するが、会員がこれを理解し、規制当局に対する任意の報告に関する規定を適切に遵守できるように、協会が必要な手当てを講じることを期待する。

○　実際の適用に当たって、具体的にどのような状況が生じ得るかは十分に分からないところもあるが、実務上のガイドラインを解釈指針として手当てすることは重要である。セーフハーバー等を設ける方がよいと考える。改正の方向性としては適切であると考えるが、これにより負荷が高まると考えられるため、可能な限り解釈指針で示すように対応していただきたい。

◆　報告事項

１．IESBA-NSS（各国基準設定主体）会議報告（10 月）

担当副委員長から、IESBA-NSS（各国基準設定主体）会議報告（10 月）について説明がなされた。

以　　上

お問合せ先
日本公認会計士協会　業務本部
倫理グループ
E-mail：rinri@sec.jicpa.or.jp